

○公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項の規定において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年7月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目、面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
北宇和郡松野町大字目黒287	田	2,106
北宇和郡松野町大字目黒292	田	1,966
北宇和郡松野町大字目黒318	田	1,682

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年11月1日	権利の始期から令和13年10月31日まで	285,0000

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 岸本 憲彦 松山市北持田町132番地

4 農地の所有者等の情報

所在及び地番	所有者等
北宇和郡松野町大字目黒287	（亡）園部 達男
北宇和郡松野町大字目黒292	（亡）園部 達男
北宇和郡松野町大字目黒318	（亡）園部 達男

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松山地方法務局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は松山地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。